

## 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 利用約款

この約款は、利用者が、指定介護予防支援事業者である福島市吉井田地域包括支援センター（以下「当事業所」という。）が提供する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「サービス」という。）を利用する場合の取扱いについて定めるものです。

併せて、この約款が契約の内容となりますので、この約款に同意したうえでサービスをご利用ください。

### （約款の目的）

第1条 当事業所は、要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対して、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してサービスを提供し、一方、利用者は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

### （約款の効力）

第2条 この約款は、利用申込者が介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、サービスの終了（解約のこと。以下同じ。）後に再度、このサービスを利用する場合は新たに同意を得ることとします。

### （サービス利用の手続き）

第3条 当事業所は、利用申込があった場合には、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要その他の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当事業所からサービスを受けることについて利用申込者の同意を得ます。

2 利用者は、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）の作成に当たって、複数の介護予防サービス事業者及び第1号事業者（以下「サービス事業者等」という。）を紹介するよう求めることができます。また、介護予防サービス計画等の原案に位置付けた介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることもできます。

### （サービスの内容）

第4条 当事業所は次の内容のサービスを提供します。

- ① 担当職員による介護予防サービス計画等の作成
- ② 利用者によるサービスの選択に資する情報の提供
- ③ 課題分析の実施
- ④ 介護予防サービス計画等原案の作成
- ⑤ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- ⑥ 介護予防サービス計画等の説明及び交付
- ⑦ 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等

- ⑧ モニタリングの実施
- ⑨ 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供
- ⑩ その他介護予防サービス計画等の作成に関する必要な援助

(利用料金)

第5条 当事業所が提供するサービスに対する利用料金は、別紙【重要事項説明書】のとおりです。なお、要支援認定又は事業対象者の認定を受けている場合は介護保険から全額給付され、原則として利用者負担はありません。

(サービスの終了)

第6条 利用者は、いつでも、その料金を負担することなく、このサービスの利用を終了することができます。

- 2 当事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、1か月間の予告期間において、その理由を示した文書で通知することにより、このサービスの提供を終了することができます。
- 3 当事業所は、利用者又はその家族が、当事業者やその従業者に対し、このサービスの提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合には、文書等で通知することにより、直ちにこのサービスを終了することができます。
- 4 次の場合には、このサービスは自動的に終了します。
  - ① 利用者が医療機関又は介護保険施設に入院（30日以上）又は入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定等区分が要介護1以上と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

(秘密保持等)

第7条 当事業所は、利用者の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、その適切な取り扱いに努めます。

- 2 当事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 3 当事業所は、次の場合には、利用者又はその家族の個人情報を用います。
  - ① 居宅介護支援事業者その他サービス提供事業者へサービスの利用に関する介護情報等を提供する必要がある場合
  - ② 医療機関等へ適切な在宅生活のための療養情報等を提供する必要がある場合
- 4 第1項から前項までの事項は、サービスの終了後も同様の取り扱いとします。

(本約款に定めのない事項)

第8条 本約款に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意をもって協議して定めることとします。

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント 利用同意書

福島市吉井田地域包括支援センターの介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを利用するに当たり、重要事項説明書及び利用約款を受領し、これらの内容に関して、担当職員による説明を受け、これらを十分に理解したうえで、その利用に同意します。

令和      年      月      日

<利用申込者>

氏名 .....

<家 族>

氏名 .....

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業所  
福島市吉井田地域包括支援センター  
管理者    秋 元 裕 美 様